

保育施設を利用する際の認定について

無償化対象子ども

子どもの年齢※₁は？

※₁:施設の利用を希望する年度の
4月1日時点の年齢

3~5歳

0~2歳※₄

※₄:0~2歳の住民税非課税世帯の
子どもは無償化の対象となります

保育の必要性が
認められますか？※₂

※₂:保護者のいずれ
もが、市が定める
基準を満たす就
労等をしていて、
「保育を必要とす
る子ども」と認め
られるかどうか

保育の必要性が
認められますか？

いいえ

はい

はい

いいえ

教育・保育給付認定
区分 ※₃

1号認定
(教育認定)

2号認定
(保育認定)

※₃:幼稚園(新制度未移行
幼稚園)、認可外保育施
設等を利用する子どもが
教育・保育給付認定を受
けていない場合、無償化
の対象となるためには、
別途「施設等利用給付認
定」を受ける必要があり
ます

3号認定
(保育認定)

認定を申請
する必要は
ありません
(一時保育リ
フレッシュ枠
など利用可)

利用できる施設

幼稚園・
認定こども園
(幼稚園型)

保育所・
認定こども園
(保育所型)

保育所・小規模保育
事業所・認定こども園
(保育所型)